

仮設住宅の追い出しは許されません 被災者に寄り添った支援を！

党国会議員団と共に、熊本地震3年目の実態調査

仮設住宅の聞き取りで明らかになった「追い出し」の実態

南区城南町の藤山仮設住宅にお住いの方々にお話を伺いました。

「建設会社の都合で着工が遅れているのに、自宅が完成するまでいたん民間の借家に転居してほしいと言われた」「市から住宅会社に、着工を急いで、工期を短くしてと連絡をしている」などの声がありました。被災者の実情をよそに、仮設住宅からの転居を迫っている実態が明らかになりました。

災害公営住宅入居者への家賃補助も必要

もともと城南町では、自宅に暮らす人が多かったため、仮設住宅から災害公営住宅に転居した人が、新たに発生した家賃の支払いに苦慮をしている状況もわかりました。



(国会議員団と共に、藤山仮設での聞き取り)
仮設入居者からは、「荷物も少ないので転居はたいへん。自宅が再建できるまで安心して仮設に住んでいたい」の声がありました。

国民年金で暮らす高齢者も多く、東日本大震災で行われているような、災害公営住宅への家賃補助も検討する必要があります。

日本共産党 市議会だより

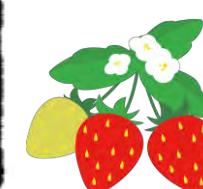
熊本市中央区手取本町1-1 3階
発行：日本共産党熊本市議団
上野みえこ なすまどか

NO. 1141
2019年5月26日号
電話 328-2656
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp
H P：共産党 熊本市議団



検索



2019年第2回定例会の日程が決まりました 【日程】

6月14日（金） 開会（本会議）
17～20日 一般質問
24日（月）～ 委員会・予算決算委員会分科会
（請願・陳情の趣旨説明）
28日（金） 予算決算委員会・締めくくり質疑
7月2日（火） 閉会（質疑、討論、表決）



*請願提出締め切りは、6月13日（木）午後5時まで

*陳情提出締め切りは、6月18日（火）午後5時まで

☆今回の議会は、日本共産党市議団の一般質問はありません。
取り上げてほしい問題は、委員会等で発言いたします。
お寄せください。

【控室から】
32年間の営業に「ありがとう」なすまどか
私の両親が32年間営業を続けてきた「お弁当屋」が今年の2月に閉店しました。

私が小学校6年生になった年、国鉄で働いていた父が民営化を機に職場を辞め、看護師をしていた母親とともに、大分の郷に帰り、始めた弁当屋。朝の5時には仕込みを始め、営業時間が終わつた後も夜遅くまで仕事をし、私を育ててくれた両親に感謝のおもいでいっぱいです。
カウンターにあるレジの使い方を習ったり、野菜の切り方を教えてもらったり、味付けのコツを習つたりと、家族との多くの時間を過ごしてきたのも弁当屋でした。私に子どもができ、帰郷した時には、「お弁当屋さんごっこ」に夢中になる娘と嬉しそうに付き合う両親の姿が印象的でした。また、消費税が上がつても、弁当の値段をなかなか上げることができない、自営業者の悩みや本音なども聞いてきました。
転職し、大きな不安もあるなかで、続けてきたお弁当屋さん。32年の歩みに、心からの「ありがとう」を送りたいと思います。



被災者の実態をよくつかみ、 丁寧な見守りの継続が必要 ～益城町地域支え合いセンター「minori」にお話を聞く～

「よか隊ネット」を前身に、2018年5月に設立され、現在益城町のみなし仮設入居者の見守り活動をしている「minori（みのり）」を、党国会議員団・山本県議とともに訪問し、事務局長の高木さんに、みなし仮設の見守りから見える入居世帯の課題についてお話を伺いました。

【みなし仮設の特徴】

- ・プレハブに比べて、点在しているために孤立化しやすい。
- ・見えにくい・わかりにくいために、ボランティアが入りにくい。
- ・当事者も、情報を得にくい状況。
- ・常駐支援者を置くことができないので、見守りに困難がある。
- などの特徴があるために、一般的な支援が難しい状況があります。

「minori」では、アポイントを取つて訪問し、丁寧にお話しを聞き、適切な支援へとつなげています。しかし、わずかではあっても対話ができない世帯があること、仮設の期限が迫っている中で転居先を見つけなければならず、転居先との契約に関するトラブルなど、さまざまな課題があります。

「みなし仮設」転居後の不安に応える支援が必要

仮設住宅が期限を迎える、転出する世帯も増えてきます。転居後は、みなし仮設見守りの対象外となります。しかし、中越地震における長岡市の調査でも、転居後に不安を

持つ世帯が2割を超えていました。他都市の経験に学ぶならば、みなし仮設転居後も見守りが続けられるような支援が必要であり、今後の課題です。

生活保護利用者への追加義援金について 生活用品・家電の購入、教育費の支出など 「自立更生」に関する制度のわかりやすい説明を！

5月18日、「熊本市生活と健康を守る会」は、生活保護利用者へ支給される追加義援金の取り扱いについて、市へ要請を行いました。要請には、共産党市議団も参加しました。

追加義援金の支給に対する扱いは、これまで通りです。生活用品・家電の購入、教育費や住宅の修繕費用など、自立につながる費目については、収入認定とせずに支出できることになります。参加者からは、「制度そのものを知らない生活保護利用者もいることか

ら、使える費目の一覧表を活用するなど各福祉事務所への指導を徹底してほしい」との意見が述べられました。

また、制度活用については、本人の意思を尊重し柔軟に対応すること、自立更生計画・見積書については、速やかに決定することなどを求めました。

【自立更生に向け支出できる費目】

- 生活用品・家具…什器、衣服・布団、食器棚、テーブル・椅子、タンス、ガステーブルなど
- 家電…テレビ、冷蔵庫、洗濯機、炊飯器、電子レンジ、オーブントースター、冷暖房用器具、電

話、パソコン、プリンター等
生業・教育…事業用施設の整備、技能習得、就学に関するもの、制服・通学用カバン・靴等、文具など
住家…補修、建築、配電・上下水道設備の新設など
その他…結婚費用、墓石、仏壇、法事等弔意に要する経費など